

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月28日
【会社名】	Abalance株式会社
【英訳名】	Abalance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 光行 康明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長光行康明は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成30年6月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社7社及び持分法適用会社6社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的影響の重要性が高く、全体的な内部統制を評価した上で、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。また、連結子会社5社及び持分法適用会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの連結売上高の概ね3分の2を占める事業拠点を評価の対象としました。選定した重要拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕入、棚卸資産、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測・評価を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備と判断いたしました。したがって、当該事業年度の末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当事業年度末日において、当社グループは、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識を有した社内における人材が不足しており、財務諸表及び連結財務諸表の作成及び各種根拠書類に基づく決算資料の作成に関して決算スケジュールの適切な進捗を管理する内部統制上の不備により想定以上の時間を要しました。

また、債務の滞留などの適切な消込処理の不備、連結財務諸表の作成プロセスの運用不備による会計処理漏れや誤りを内部統制によって予防・発見することができなかつたため、これらに関して連結財務諸表の監査の過程で会計監査人から指摘を受けました。

以上のことから、当社グループにおける決算・財務報告体制に係る全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに関する不備は、当社グループの財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき不備に該当すると判断しました。

上記事象は、当事業年度中に、決算業務を適切に遂行する能力及び経験を有した複数の経理従業員の補充が当事業年度末に間に合わなかつたため、子会社であるWNB株式会社及びパローズ株式会社などのグリーンエネルギー事業

の全般的な取引量の増加に伴う日常業務及び決算業務に係る会計処理件数の増加や会計監査人からの内部統制に関する指摘事項に対応することができず、その結果、決算業務を適切に遂行する体制を当事業年度末までには是正することができませんでした。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度末日後、新たに2名の経理職員を採用し、さらに、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正し、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

業務取扱い手続きの見直しと改善

相互チェック・社内承認体制の適正化を含む決算・財務報告プロセスの見直し

社内における財務経理部門員の研修等を通じた教育による専門知識レベルの向上

日常業務及び決算作業時における社外の公認会計士・税理士等の専門家による協力体制の構築

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。